町有地払下げ実施要領

佐久穂町では一般競争入札で応札の無かった町有地の払下げ（売却）を先着順により随時受付いたします。町有地の購入を希望する方は、記載事項を熟読のうえ手続きをしてください。

１　売却物件

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| No | 所在地 | 地目 | 地積（㎡） | 売却価格（円） | 備考 |
| 1 | 大字高野町1500-66 | 宅地 | 491.67 | 10,580,000 |  |
| 2 | 大字高野町1867-6 | 宅地 | 122.65 | 1,257,900 | 埋蔵文化財包蔵地※１  佐久穂町都市計画 特定用途制限地域※２ |
| 3 | 大字平林126-1 | 田 | 738 | 8,110,000 | 接道なし、農地法の制限あり※3 |
| 4 | 大字海瀬2236-3 | 田 | 501 | 510,000 | 農地法の制限あり※3 |
| 5 | 大字海瀬2236-5 | 畑 | 273 | 280,000 | 農地法の制限あり※3 |
| 6 | 大字海瀬2241-1 | 畑 | 968 | 970,000 | 農地法の制限あり※3 |
| 7 | 大字畑3276-1 | 宅地 | 302.33 | 3,537,300 |  |

※１　埋蔵文化財包蔵地について

　No.2の物件は、文化財保護法による埋蔵文化財包蔵地（奥日影遺跡）として登録されており、土木工事等の目的で発掘しようとする場合は、その６０日前までに教育委員会へ届出が必要となります。届出をした発掘に対し、埋蔵文化財の保護上、特に必要があるときは記録作成用の発掘調査が指示される場合があります。

詳細については教育委員会生涯学習課文化財芸術係(電話0267-86-2041)へご相談ください。

※２　佐久穂町都市計画 特定用途制限地域について

　No.1の物件は、佐久穂町特定用途制限地域における建築物の制限に関する条例による、特定用途制限地域（中部横断自動車道佐久穂インターチェンジ出入口周辺）に指定されており、建築物の用途が制限されています。

　詳細については総合政策課政策推進係（電話0267-86-2553）へご相談ください。

※３　農地法の制限について

地目 田・畑の物件は、売買にあたり農地法の許可が前もって別途必要となります。

許可申請等については、佐久穂町農業委員会（0267-86-2529）へお問い合わせください。

２　売却方法

　随意契約

先着順で購入希望者を募り、売買相手としてふさわしい方に、佐久穂町が定める売却価格で売却を行います。

３　申込者の資格

　　以下のすべての要件に該当する個人及び法人

1. 土地代金を一括納入できる方。
2. 町税等の滞納がない方。
3. 自身又は自社の役員等が、佐久穂町暴力団排除条例第２条第１項第２号に規定する暴力団員ではないこと。
4. 宗教活動や政治活動を主たる目的とする個人又は法人ではないこと。

４　申込方法等

1. 申込方法 別添「町有地払下申込書」に記入の上、必要書類を添付のうえ

佐久穂町役場総務課管財係に提出のこと（郵送または持参）

1. 必要書類 個人：住民票（外国人の方は外国人登録済証明書）

法人：商業登記簿謄本

共通：直近の年度の納税証明書

1. 受付場所 〒384-0697　南佐久郡佐久穂町大字高野町569

佐久穂町役場　総務課　管財係

1. 受付時間 午前８時30分から午後5時15分（土・日曜、祝日を除く）

５　申込条件

1. 物件は、現状有姿での引渡しになりますので、事前に現地をご覧になり、この要領に記載されている事項及び記載されていない事項についてもご自分で調査し、現地の状況及び利用制限等を十分ご理解のうえお申し込みください。
2. 地盤調査、地質調査等は行っておりません。必要な場合は購入者の負担により行ってください。
3. 申込書に事実と異なる記載がある場合は、申込が無効となることがあります。
4. 測量実施後、土地の面積が若干増減することがあります。

６　売買契約および代金の支払方法

1. 売買相手として決定後に町で測量を実施した後、売買契約を締結していただきます。
2. 土地売買契約書に貼付する収入印紙は、買受者の負担とします。
3. 土地代金（売買代金）は、土地売買契約締結時に売買代金の1割以上を契約保証金として、残金については契約締結後、納期限までに納付してください。
4. 土地代金の分割納付はできません。
5. 土地代金の納期限の延期は、いかなる理由があっても認めません。

7　所有権移転等

1. 所有権移転は、土地代金の支払いがあった日とし、同時に物件を引き渡します。
2. 所有権移転登記は、佐久穂町が嘱託により行います。
3. 所有権移転登記に要する登録免許税は、買受者の負担とします。

＜本件に関する問い合わせ先＞

　〒384-0697　南佐久郡佐久穂町大字高野町569番地

佐久穂町役場　総務課管財係　　　電話：0267-86-2525